

防災とボランティア週間に「官民連携の被災者支援の在り方について考える」 フォーラム（仮称）開催業務委託仕様書

1 業務の目的

近年、災害が頻発化・激甚化する中で、各市町村域における行政、社会福祉協議会、NPO等による三者連携の重要性が高まってきているが、地域によってその取組状況には濃淡があるため、更なる連携促進を図るためのフォーラムを開催する。また、災害ボランティア等に興味・関心を持つ方の裾野拡大として、県民の防災やボランティアに対する理解の促進を目的とする。

2 業務の名称

防災とボランティア週間に「官民連携の被災者支援の在り方について考える」フォーラム（仮称）開催業務

3 委託期間

契約の日から令和8年2月27日（金）まで

4 委託業務の内容

(1) フォーラムの運営及び広報

①概要

近年、頻発化・激甚化する災害に備えて、効果的な官民連携の被災者支援体制の構築に向けた機運醸成を目的とした講演やパネルディスカッションを行う「フォーラム」を開催する。

ア 開催日

令和8年1月15日（木）

イ 内容（予定）

- ・講演会（1時間程度）
- ・パネルディスカッション（1時間30分程度）

ウ 参加対象者

市町村行政職員、市町村社会福祉協議会職員、関係団体（NPO等）、被災者支援に興味がある一般県民

フォーラム参加者目標数（対面のみ）：150名（内、県民80名程度）

②当日の会場設営及び運営等

ア 会場はメディキット県民文化センター（宮崎県立芸術劇場）のイベントホールで行う（仮予約済み）。

イ 会場設営等の事前準備や、受付、会場整理、原状回復、撤収等の対応を行うこ

と。

ウ 講演会とパネルディスカッションの間は15分程度の時間を設け、舞台転換を行うこと。

エ 会場内の掲示及び必要な看板（垂れ幕、横断幕、名垂れ、受付等）の作成・配置を行うこと。

オ 講演資料等、必要な資料を印刷し、参加者に配付すること。

カ 司会者1名を配置すること。

キ インターネットによる参加申込の受付フォームを作成し、募集受付開始後は1週間に1回程度申込状況を県に報告すること。

③周知・広報

ア 案内チラシの作成・配付

チラシを1000部程度作成・印刷し、参加対象者に配布すること。チラシに不足が生じる場合は、必要に応じて受託者が増刷すること。なお、参加対象者のうち市町村行政職員、市町村社会福祉協議会職員、関係団体（NPO等）については県で配布を行う。県が配布するのに必要な部数は660部とする。また、県民に向けた配布については受託業者にて行い、その配布場所等は駅周辺や教育機関、商業施設など、周知・広報の効果が最大限となるよう考慮すること。

イ その他の方法等

フォーラムの開催について、県内全域に周知するため、効果的な周知・広報の内容や広報媒体等を提案すること。

④その他

ア 会場との事前調整、会場使用やその他備品等使用に係る支払いを含めた利用調整を行うこと。これらの会場使用料や設備使用料は委託料に含まれる。

イ 当日に限らず事前準備段階も含め、講師、司会者、参加者、マスコミ等の関係者に対する対応、各種連絡調整を行うこと。

※ 講演会及びパネルディスカッションの登壇者の選定及び出席依頼は県が行う。

ウ 講演会及びパネルディスカッションの登壇者は以下のとおりとする。

(ア) 講演会 講師：一般社団法人螢火 岩佐 憲一郎 氏（別紙参照）

(イ) パネルディスカッション

登壇者①：NPO法人宮崎文化本舗 名田 敬仁 氏（ファシリテーター）

登壇者②：一般社団法人螢火 岩佐 憲一郎 氏（パネラー）

登壇者③：市町村行政職員（パネラー）

登壇者④：市町村行政職員（パネラー）

登壇者⑤：市町村社協職員（パネラー）

登壇者⑥：市町村社協職員（パネラー）

※ 謝金、交通費及び宿泊費の支払い業務は受託業者にて行うこと。なお、支払い業務が必要となるのは登壇者②（謝金50,000円＋福岡県うきは市（別紙法人住所）からの交通費及び宿泊費）のみとする。

- エ 講演会及びパネルディスカッションの登壇者、司会者等のイベント中の飲料及び昼食を準備すること。
- オ 参加者に対して、フォーラムの終了後にアンケートを実施・回収し、集計を行った上で、電子メールで県に提出すること。なお、アンケートの内容は、県と協議の上、決定すること。
- カ フォーラムの様子を録画し、アーカイブとしてDVD-ROMに記録し、県に提出すること。DVD-ROMは一般的な家庭用プレイヤーでの再生、及びドライブ付パーソナルコンピュータでの複製が可能なデータ形式とすること。
- キ 当日の各場面の様子は写真で記録し、最終的に電子メールまたはDVD-ROMで県に提出すること。
- ク YouTubeチャンネルへアップするためにサムネイル作成やトリミングを行ったフル動画を制作し電子メールで県に提出すること。なお、動画形式は、インターネット配信に適した形式とすること。
- ケ 当日の内容について、発言内容等の概要や参加人数をまとめた概要報告書（A4）を作成し、開催後1か月以内に電子メールで県に提出すること。この報告書は、県のホームページに掲載する予定であることに留意すること。

(2) 独自提案

- ① フォーラム名についても提案可能とする。提案する場合は、本フォーラムの目的に沿った名称とすること。
- ② パネルディスカッションのテーマについて提案すること。テーマは行政、社会福祉協議会、NPO等が連携し、被災者支援体制構築に向けた取組への意識醸成が図られるものであることとする。
- ③ フォーラムの広報・周知のみならず、災害時の被災者支援に関する取組等の広報などにより、フォーラム参加者が災害ボランティア支援体制整備について考える機会の創出に繋がるような手法があれば提案すること。
- ④ 講演会、パネルディスカッションともに、登壇者だけではなくフォーラム参加者の考えや意見を抽出できるような運営方法について提案すること。
 - ※ ただし、実施に要する経費はすべて当初の契約金額に含むものとする。
 - ※ 県民やマスメディアも興味関心を持ちやすいフォーラムとなるよう意識すること。

5 業務の実施体制等

- (1) 本事業統括責任者
本委託事業を円滑に実施できるよう、事業統括責任者を配置すること。
- (2) 事業スタッフ
本委託事業を円滑に実施するために必要な人員を適切に配置すること。

6 成果品等の提出

以下の資料等を生活・協働・男女参画課へ提出すること。

- ・ 業務完了報告書（受託団体が行った業務内容について報告するもの）
- ・ 概要報告書（講演及びパネルディスカッションの内容について、画像等も使用してまとめたもの）
- ・ 制作物一覧
- ・ 事業参加者一覧
- ・ 事業参加者アンケート結果
- ・ 写真（電子データ）
- ・ 動画（電子データ DVD-ROM）

7 委託業務に係る経費について

次の各号に係る経費は、委託料に含まないものとする。

- (1) 10万円以上の機械装置、器具備品等の備品購入費
- (2) 団体等へ加入するための負担金
- (3) 租税公課（消費税及び地方消費税は除く。）

8 注意事項

- (1) 本業務の実施に当たっては、県及び関係者（講師、その他登壇者等）と十分に連絡をとりながら進めること。
- (2) 本業務の実施に当たっては、県民や事業者等の第三者からいささかの批判も受けることがないように十分配慮すること。
- (3) 本業務で成果品として納品される動画や写真、資料等の著作権、肖像権等の一切の権利は県生活・協働・男女参画課に帰属するものとする。なお、著作権、肖像権等に関して権利者の承諾が必要な場合は、受託者がその手続きを行うものとし、当該許諾に係る費用は、事業費に含まれるものとする。
- (4) 本業務の経理を明確にするため、受託者は他の経理と明確に区別して会計処理を行うこと。
- (5) 本業務に係る書類及び領収書等は、契約期間終了後5年間は保存すること。
- (6) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて県と受託者が協議の上、定めるものとする。

(別紙)

【講師概要】

所属団体：一般社団法人 螢火

氏名：岩佐 憲一郎（代表理事）

法人住所：福岡県うきは市浮羽町西隈上624

活動内容：被災地復旧復興支援、防災教育・啓発、被災地復興支援の勉強会 等

2017年（平成29年）の九州北部豪雨時に、福岡県朝倉市の甚大な被害に対して、ボランティア団体「チーム螢火」として有志メンバーを集め活動を始めた。災害時の復旧復興支援活動だけでなく、平時から防災に対する意識を高くもつため、地域に出向いた防災教育等も行っている。また、2021年（令和3年）にはうきは市社会福祉協議会と協同で常設災害ボランティアセンターを開設した。

活動実績

〈2017（平成29）年九州北部豪雨災害〉

- ・復旧ボランティア活動、農業復旧ボランティア活動
- ・仮設住宅林田団地支援活動、事務作業補助、イベント開催協力
- ・引越し支援活動

〈2018（平成30）年西日本豪雨災害〉

- ・広島県三原市船木支援センター後方支援
- ・ボランティアバス運行

〈2019（令和元）年 豪雨災害〉

- ・筑後市、広川町にて被災住宅復旧作業と社協の支援実施
- ・武雄市、佐賀市金立町にて災害復旧活動
- ・千葉県、東北地方被災地への後方支援活動

〈2020（令和2）年7月豪雨〉

- ・熊本、大分団体への後方支援活動（支援金、支援物資募集）
- ・福岡県大牟田市家屋復旧活動、農業復旧活動

〈2021（令和3）年3月〉

- ・一般社団法人化
- ・うきは市社会福祉協議会と協同で、常設災害ボランティアセンターを開設